

## 令和2年度 新発田市強い農林水産業づくり支援事業実施要領

- 1 趣 旨 「新発田市強い農林水産業づくり支援事業」の実施にあたっては、「新発田市補助金等交付規則」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。  
 2 実施方法及び実施 下記事業については、農業者により構成される団体等へ予算の範囲内で補助金を交付する。

事業種目	事業目的	実施区域	補助区分		事業主体	実施期間	事業内容 (補助対象経費等)	補助率	採択基準 (実施基準)			
			補助	リース					個別事項	共通事項		
強い農林水産業づくり支援事業	生産条件の整備、経営体の育成及び地域特産体制の確立を図る。 また、環境への配慮と有機資源の有効利用が可能な条件整備を推進する。	市内全域	○		農業者の組織する団体、農業協同組合等  【リース事業の借受者】 農業者個人、農業者の組織する団体等	1年間	<b>【生産環境整備】</b> 農産物のブランド化を推進するための産地づくり・地域交流等を目的とし、水田・転作田及び畑地・林地・樹園地・牧草地等について、自力で施工する小規模な土地改良整備に対する支援	一般地域 1/3以内 中山間地域 1/2以内	1 資材費のみ対象 2 事業費上限1,000千円	1 農産物の場合は、有機資源センター等の堆肥を利用すること及び、流通過程が明確に解るものを作成すること。  2 団体等の規約、機械・施設の管理運営規定が策定されていること。  3 特に定める場合を除いて団体等の運営計画及び3年後の目標値を作成すること。  4 概算払により補助金をうけようとする場合は、補助事業等概算払請求書を提出すること。  ※補助額：税抜き事業費×補助率（千円未満切り捨て） ただし、定額補助の場合はこの限りではない。		
			○				<b>【機械・施設整備】</b> 有機資源センター等の良質堆肥を利用した安心安全な農作物の生産販売、減農薬減化学肥料栽培農産物のブランド化、地場産農産物における地域内消費・地域交流、農産物の加工・流通・販売等を目的とした生産環境・生産条件整備に係る機械・施設整備に対する支援				1/3以内	1 事業費上限3,000千円 2 その他詳細については、別紙「運用基準」を参照のこと。
			○	○			(特認) <b>【アスパラ・イチゴ機械・施設整備】</b>  新発田市の園芸の「かなめ」となる品目に対象を絞り、生産基盤の徹底的な強化や、全国に打って出ることのできる産地づくりに係る機械・施設整備に対する支援  対象作物は次のとおり。 アスパラガス（施設のみ）、 イチゴ越後姫（施設・設備）				1/3以内	1 事業費上限3,000千円 2 アスパラ等新発田野菜・果樹拡大支援事業との連携に努めること。 3 新規のほか、更新も可能 4 その他詳細については、別紙「運用基準」を参照のこと。

## 令和2年度 新発田市強い農林水産業づくり支援事業実施要領

- 1 趣 旨 「新発田市強い農林水産業づくり支援事業」の実施にあたっては、「新発田市補助金等交付規則」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。  
 2 実施方法及び実施 下記事業については、農業者により構成される団体等へ予算の範囲内で補助金を交付する。

事業種目	事業目的	実施 区域	補助区分		事業主体	実施 期間	事業内容 (補助対象経費等)	補助率	採択基準 (実施基準)	
			補助	リース					個別事項	共通事項
			○	○			<p><b>特認</b> 【農林県単上乗せ機 械・施設整備 (アスパラ・イ チゴ)】</p> <p>新潟県農林水産業総合振興 事業と歩調を合わせ、新発田 市の園芸の「かなめ」となる 品目の生産環境・生産条件整 備に係る機械・施設整備に対 する上乗せ補助</p> <p>対象作物は次のとおり。 アスパラガス、イチゴ越後姫</p>	<p>機械 1/10以内 施設 1/10以内</p>	<p>1 事業費上限は、新潟県 農林水産業総合振興事 業による。</p>	
			○	○			<p><b>特認</b> 【農林県単上乗せ機 械・施設整備 (果樹)】</p> <p>新潟県農林水産業総合振興 事業と歩調を合わせ、新発田 市の果樹品目の生産環境・生 産条件整備に係る機械・施設 整備に対する上乗せ補助</p> <p>対象作物は次のとおり。 おうとう、いちじく、ル・レ クチェ、ぶどう、りんご</p>	<p>機械 1/10以内 施設 1/10以内</p>	<p>1 事業費上限は、新潟県 農林水産業総合振興事 業による。</p>	
			○				<p><b>【土地利用型園芸品目の拡大 支援】</b></p> <p>対象品目の新植 (増反) に 対して、面積に応じて予算の 範囲内で定額支援を行う。 対象作物は次のとおり。 ブロッコリー、タマネギ、 キャベツ</p>	<p>30千円/10ε</p>	<p>1 事業主体は、農業者個 人、農業者の組織する 団体等とする。</p>	
			○				<p><b>【耕作放棄地対策】</b></p> <p>除草剤や機械等の利用によ る耕作放棄地の解消を目的と した取組に対する支援</p>	<p>25千円/10ε</p>	<p>1 農業者を含む地域住民 の意向による取り組 み。 2 上限交付額 1団体当 り年間200千円 (ただ し、県単事業の活用が 見込めない場合は100千 円)</p>	

## 令和2年度 新発田市強い農林水産業づくり支援事業実施要領

- 1 趣 旨 「新発田市強い農林水産業づくり支援事業」の実施にあたっては、「新発田市補助金等交付規則」に定めるもののほか、この要領の定めるところによる。  
 2 実施方法及び実施 下記事業については、農業者により構成される団体等へ予算の範囲内で補助金を交付する。

事業種目	事業目的	実施区域	補助区分		事業主体	実施期間	事業内容 (補助対象経費等)	補助率	採択基準 (実施基準)	
			補助	リース					個別事項	共通事項
			○				【種子・種苗・家畜・稚魚等導入】 地域の特性を活かした産地づくりにより、市場競争力の向上や所得の増大を図るため、農協等の推進する振興作物の生産拡大または新規導入に係る種子・種苗・家畜・稚魚等の導入に対する支援	1/2以内	1 事業費上限100千円/10 a (家畜・稚魚導入等は別途協議)	
			○				【生産体制強化・加工・流通・販売促進】 効率的な営農形態・高所得確保を目指した生産組織の生産体制強化及び生産物の加工・流通・販売促進に対する支援	1/2以内	1 担い手を中心とした組織強化計画の策定。 2 上限事業費 1団体当り年間300千円	
			○	○			【その他】 上記に掲げるほか、農林水産業振興のため特に必要と市長が認める事業	原則として 1/2以内	市長が特に認めた場合はこの限りではない。	

【別紙】令和2年度 新発田市強い農林水産業づくり支援事業実施要領に関する運用基準（案）

第1 事業内容

1 基本的な考え方

原則として、本事業は、新潟県農林水産業総合振興事業の補助対象外となるものを対象とする。

2 アスパラ・イチゴ機械・施設整備の採択基準

新規においては、次に掲げる面積要件に新たに取り組むもの、又は既に取り組んでいるものとし、更新においては、現在の取組面積に加えて、次に掲げる面積要件に新たに取り組むものとする。

(1) アスパラガス

導入区分	ハウス整備	機械・設備整備		
		ハウス栽培	露地栽培	導入例
新規	2a以上	※	対象外	ポンプ、灌水装置
更新	現状以上	※		

※ハウス本体と一体的に整備する場合に限り、附帯設備も補助対象とする。

(2) イチゴ越後姫

導入区分	ハウス整備	機械・設備整備		
		ハウス栽培	露地栽培	導入例
新規	2a以上	現状以上	対象外	テープヒーター、加温機
更新	現状以上	現状以上		

3 補助対象事業費

- (1) 事業費の下限は、1台(機・棟)あたり100,000円とする。
- (2) 複数の機械・施設の組み合わせにより機能を発揮するものは、合計金額で100,000円とする。
- (3) 汎用性の高いものは原則認めない。
- (4) 事業費の決定にあたっては、2者以上の関係業者から見積を徴収するものとする。

第2 計画及び報告

1 計画

- (1) 作物の作付けは、施設にあつては耐用年数の10年、機械にあつては耐用年数の7年間、継続するものとする。
- (2) 事業主体は、3年間の利用面積、作付け面積及び出荷数量の計画を立てるものとする。

2 報告

- (1) 事業主体は、事業実施後3年間は事業実績を調査し、達成状況報告書を調査年次の翌年度の6月末までに市へ提出するものとする。
- (2) 事業実施3年を経過した後、事業主体は、耐用年数期間内において、市から要請があった場合は栽培面積及び出荷量等について報告するものとする。